

令和6年第2回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和6年2月22日(木)

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 小・中学校、保育所・こども園の入学式、入園式の日程について
- (2) 感染症への対応状況について
- (3) 適正規模・適正配置協議会の審議結果について
- (4) 新宮地域小中一貫校について
- (5) 不登校・いじめについて

4 議事

議案第1号 たつの市教育委員会表彰について

議案第2号 令和5年度たつの市一般会計補正予算(第8号)の意見の申出について

議案第3号 令和6年度たつの市教育委員会当初予算の意見の申出について

議案第4号 たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定に係る意見の申出について

議案第5号 たつの市学校給食センター給食費負担金取扱規定の一部を改正する訓令制定について

5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 令和6年3月22日(金) 午後1時30分～

〃 開催場所 (新館3階 301、302会議室)

次々回教育委員会開催予定日 令和6年4月 日() 午後 時 分～

〃 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和6年第2回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和6年2月22日（木）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和6年第2回たつの市教育委員会定例会を開会します。

< 会議録署名委員の指名 >

< 委員欠席の報告 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(5) 不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、議事の議案第1号「たつの市教育委員会表彰について」は、同規則第9条第1項第3号の規定により、また、議案第2号「令和5年度たつの市一般会計補正予算（第8号）の意見の申出について」及び議案第3号「令和6年度たつの市教育委員会当初予算の意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) 小・中学校、保育所・こども園の入学式、入園式の日程について、事務局報告願います。

事務局

来年度の小・中学校入学式の日程及び出席者についてですが、入学式については、中学校が4月9日の午後から、小学校が4月9日の午前に行われます。教育委員におかれましては、それぞれの割り当て校に出席をお願いします。卒業式と同様、30分前に参集いただき、告辞を読み上げていただきます。よろしく願いいたします。

教育長

続いて、保育所・こども園についてお願いします。

事務局

保育所・こども園入園式の日程及び出席者についてですが、4月5日金曜日の10時開式となっています。教育委員会からの出席者は、教育委員の皆様と教育管理部の部課長になります。当日は30分前に参集いただきますようお願いいたします。当日読み上げいただく告辞の文面については、3月の定例会の際にお伝えします。以上です。

教育長 以上のことについて、何かご質問、ご意見等ございませんか。
ご発言ないようですので、次に（２）感染症への対応状況について、事務局報告願います。

事務局 小・中学校の状況についてですが、新型コロナウイルスへの感染者は、ごく少数となっています。一方、インフルエンザはまだまだ流行が継続しており、小学校で延べ８校を学年閉鎖又は学級閉鎖としました。中学校では１校で学年閉鎖としましたが、中学３年生が受験を控えていることもあり、早めの対応をされています。現状では中学校よりも小学校低学年で感染が多いようです。中学校では私立高校、公立高校の推薦、特別支援学校等で入試が実施されていますが、今のところ元気に受験できています。以上です。

教育長 保育所・こども園はいかがでしょう。

事務局 新型コロナウイルスへの感染についてですが、今月は１５名感染しており、先月の３名から増加しています。この関係で、１園で家庭保育を依頼しました。インフルエンザについては今月３４名の感染があり、先月の２０名から大幅に増加しています。また新型コロナウイルス、インフルエンザ以外の感染症への感染について調べたところ、溶連菌感染症への感染について１名報告がありました。以上です。

教育長 溶連菌感染症への感染は重症化するものなのでしょうか。

事務局 飛沫により感染するそうですが、特に重症化するものではないようです。

教育長 わかりました。事業部においてはイベントは全て予定どおり開催されています。
以上のことについて、何かご質問、ご意見等はございませんか。
ご発言ないようですので、続いて（３）適正規模・適正配置協議会の審査結果について、事務局報告願います。

事務局 それでは、河内小学校適正規模・適正配置協議会からの答申について報告します。令和４年２月２４日に提出のありました答申書に基づき、令和５年４月から河内小学校適正規模協議会を再開し、河内小学校の今後の学校の在り方について協議を重ねてきました。この度、当該協議会にて結論が出され、２月６日付けで答申書の提出がありました。結論として、神部小学校との統合はしないとの内容です。結論に至った理由として、河内小学校の教育活動を継続していくことが、現段階では河内地区の児童にとって望ましいとされています。また、この度は統合しないという結論とするが、今後必要な時機に改めて在り方について検討すべきということも追記されています。以上です。

教育長 以上のことについて、何かご質問、ご意見等はございませんか。

追記の部分で、「必要な時機に」とありますが、これは協議会から意見があったということでしょうか。

事務局

子どもの人数が減っており、今後複式学級となってくると少し不安だという話も聞いています。そのような時機になれば、改めて相談があるかもしれません。

教育長

P T Aや自治会から改めて協議をして欲しいという申出があればその時に協議するということですね。

事務局

おっしゃるとおりで、要望があれば、その時に改めて対応ということですね。

教育長

まとめますと、前回答申が出された際には「令和5年度に協議を再開する」とされていましたが、今回の答申では次の協議時機は明示されず、児童の減少に伴って、P T Aや自治会から申出があれば教育委員会として対応するということです。

何かご質問、ご意見等はございませんか。

ないようですので、次の(4)新宮地域小中一貫校についてですが、この件は、この後の総合教育会議で市長を交えて協議いただきます。

以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。議案第4号「たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定に係る意見の申出について」、事務局説明願います。

事務局

議案第4号たつの市認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり意見の申出をするもので、格別の意見はないとしております。まず、改正の趣旨について説明します。認定こども園の入所定員及び保育教諭の配置基準を変更するため、本規則について所要の改正を行うものです。入所定員の変更についてですが、令和6年度における小宅北こども園及び小宅南こども園の入園希望者のうち、保育の必要性がある2号認定の入園希望者が定員を大きく上回り、保育の必要性のない1号認定の入園希望者が定員を下回っています。また、同じ小学校区内の民間施設においても受入れができない状況となっています。今後も共働き世帯の増加や保育の無償化により2号認定の需要が高まることから、総定員を変更することなく、1号認定と2号認定の入所定員を変更するものです。次に保育教諭の配置基準の変更についてですが、こども園における保育教諭の配置については、国の基準に基づいて配置しているところです。この度、この基準が改正され、保育教諭1人が受け持つ3歳児及び4、5歳児の人数が見直され、3歳児は保育教諭1人当たり20人から15人に、4、5歳児は30人から25人に変更となります。これを受け、本規則も同様の改正を行うもので、施行期日を令和6年4月1日としており、配置基準の改正については経過措置を設けています。以上です。

教育長 以上のことについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 4月1日から配置基準を変更して、職員の配置上の問題はないのですか。

事務局 4、5歳児が30人から25人に変更になる点については、大きな園以外は25人にも達していない状況ですので、特に影響ありません。3歳児についても今回の改正で影響を受けたのは1園のみで、その対応も現有人数で対応できる予定です。

教育長 3歳児が20人いた場合、先生1人でよかったものが2人必要になるということだと思いますが、そういった問題が発生しますね。

事務局 その影響を受けるのが1園のみになります。

教育長 わかりました。
ほかにご意見等ございませんか。
ご発言ないようですので、採決に入ります。議案第4号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第5号「たつの市学校給食センター給食費負担金取扱規程の一部を改正する訓令制定について」、事務局説明願います。

事務局 議案第5号たつの市学校給食センター給食費負担金取扱規程の一部を改正する訓令制定について、説明します。中学校の学校給食費については、給食費の全額を市が負担する補助制度により実施してきましたが、更なる子育て支援策の充実を図るため、令和6年度から学校給食費を徴収しないこととしたため、規程の一部を改正するものです。改正の内容としては、第3条に給食費の徴収対象者を規定していますが、第2項に「本市に住所を有する生徒の保護者が負担する給食費については徴収しない」旨を追加するものです。以上です。

教育長 今までは生徒の保護者が給食費の補助金申請をすることにより、学校給食費が無料となっていました。この度の改正は、そもそも給食費を徴収しないという項目を加えることで補助金の申請も不要とするもので、保護者の申請の手間が軽減されるというものです。今まで実質的に無償でしたので、この点は変わりません。先生が食べる給食に係る給食費の負担は当然ですが、市外の中学校に通う生徒の給食費についてはどのように対応するのですか。

事務局 教育総務課において、引き続き補助金制度により対応します。

教育長

わかりました。市内の中学校に通う生徒の保護者は補助金申請が不要に、市外の中学校等に通う生徒の給食費は保護者が従前どおり補助金申請をするということです。小学生の給食費の無償化については継続検討中です。

以上のことについて、ほかにご意見等ございませんか。

ご発言ないようですので、採決に入ります。議案第5号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここからは非公開案件の審議に移ります。恐れ入りますが、傍聴者の方はご退席願います。

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終了します。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の記載日程の調整 >

なお、3月の定例会前、午後1時から教育委員会表彰式を開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長

以上で令和6年第2回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後2時57分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	石井 和也
教育事業部長	森本 康路
教育部参事（兼）小中一貫教育推進課長	清久 利和

教育事業部参事（兼）スポーツ振興課長
教育総務課長
教育環境整備課長
学校教育課長
幼児教育課長
すこやか給食課長
社会教育課長
歴史文化財課長
人権教育推進課副主幹
社会教育課主幹

倉元 竜也
岩田 昌喜
西田 伸一郎
田渕 明久
上田 収
清水 裕之
河原 直也
新宮 義哲
田口 竜太郎
安藤 靖人